

令和元年 12 月

第 15 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

- 議案第 1 1 7 号 令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 1 8 号 令和元年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正
予算（第 1 号）
- 議案第 1 1 9 号 令和元年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 2 0 号 令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
（第 1 号）
- 議案第 1 2 1 号 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正
予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 1 2 2 号 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人
保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一
部を改正する条例について
- 議案第 1 2 3 号 尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について
- 議案第 1 2 4 号 尼崎市農業共済条例を廃止する条例について

< その他 >

- 議案第 1 2 5 号 指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦
人センター）
- 議案第 1 2 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター上ノ島）
- 議案第 1 2 7 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター神崎）
- 議案第 1 2 8 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター水堂）
- 議案第 1 2 9 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター今北）
- 議案第 1 3 0 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン

- 議案第 1 3 1 号 タ一南武庫之荘)
指定管理者の指定について(尼崎市立地域総合セン
ター塚口)
- 議案第 1 3 2 号 工事請負契約の変更について(小田支所・地区会館
複合施設新築工事)
- 議案第 1 3 3 号 工事請負契約の変更について(小田支所・地区会館
複合施設新築工事のうち電気設備工事)
- 議案第 1 3 4 号 工事請負契約の変更について(小田支所・地区会館
複合施設新築工事のうち機械設備工事)
- 議案第 1 3 5 号 指定管理者の指定について(尼崎市立園田東会館)
- 議案第 1 3 6 号 権利の放棄について(災害援護資金の貸付けを受け
た者の連帯保証人に対して有する権利)
- 議案第 1 3 7 号 訴えの提起について(建物収去土地明渡し等請求事
件)
- 議案第 1 3 8 号 市道路線の認定について
- 議案第 1 3 9 号 工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その
2)工事)
- 議案第 1 4 0 号 指定管理者の指定について(尼崎市立立花駅第 1 自
転車駐車場等)
- 議案第 1 4 1 号 指定管理者の指定について(尼崎市立 J R 尼崎駅南
自転車駐車場等)
- 議案第 1 4 2 号 指定管理者の指定について(尼崎市立出屋敷駅北自
転車駐車場)
- 議案第 1 4 3 号 指定管理者の指定について(尼崎市立魚つり公園(魚
釣施設及び駐車場))

予 算

議案第 1 1 7 号

令和元年度尼崎市一般会計補正予算（第 4 号）

令和元年度尼崎市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 7 7, 6 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 6, 3 4 8, 3 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
20 地方交付税		12,003,000	494,212	12,497,212
	05 地方交付税	12,003,000	494,212	12,497,212
45 県支出金		13,327,637	△ 7,052	13,320,585
	20 県委託金	603,615	△ 7,052	596,563
65 繰越金		196,315	167,794	364,109
	05 繰越金	196,315	167,794	364,109
70 諸収入		6,765,767	22,724	6,788,491
	30 雑収入	4,825,965	22,724	4,848,689
歳入合計		205,670,640	677,678	206,348,318

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 議 会 費		817,733	5,444	823,177
	05 議 会 費	817,733	5,444	823,177
10 総 務 費		16,996,160	60,928	17,057,088
	05 総 務 管 理 費	14,318,131	109,256	14,427,387
	10 徴 税 費	1,249,036	△ 37,735	1,211,301
	15 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 費	946,495	6,667	953,162
	20 選 挙 費	312,672	△ 23,825	288,847
	30 監 査 委 員 費	126,759	6,565	133,324
15 民 生 費		103,817,113	36,435	103,853,548
	05 社 会 福 祉 費	37,927,224	93,561	38,020,785
	10 児 童 福 祉 費	29,278,144	△ 3,582	29,274,562
	15 生 活 保 護 費	34,807,531	△ 35,105	34,772,426
	25 青 少 年 費	1,804,214	△ 18,439	1,785,775
20 衛 生 費		13,482,914	33,228	13,516,142
	05 保 健 衛 生 費	6,247,042	9,497	6,256,539
	10 保 健 所 費	971,083	72,170	1,043,253
	15 衛 生 研 究 所 費	181,186	1,500	182,686
	20 環 境 保 全 費	365,716	△ 4,228	361,488
	25 清 掃 費	5,717,887	△ 45,711	5,672,176
25 労 働 費		160,470	859	161,329
	10 労 働 諸 費	160,470	859	161,329
30 農 林 水 産 業 費		128,508	9,531	138,039
	05 農 業 費	128,508	9,531	138,039

款	項	補正前の額	補正額	計
35 商 工 費		2,474,488	35,942	2,510,430
	05 商 工 費	2,474,488	35,942	2,510,430
40 土 木 費		18,286,452	87,331	18,373,783
	05 土 木 管 理 費	7,171,783	31,329	7,203,112
	10 道 路 橋 り よ う 費	2,408,841	9,820	2,418,661
	20 河 川 水 路 費	665,019	△ 2,330	662,689
	25 港 湾 費	11,794	△ 2,725	9,069
	30 都 市 計 画 費	4,286,164	38,108	4,324,272
	40 住 宅 費	3,742,851	13,129	3,755,980
45 消 防 費		4,825,483	49,169	4,874,652
	05 消 防 費	4,825,483	49,169	4,874,652
50 教 育 費		15,254,116	358,811	15,612,927
	05 教 育 総 務 費	4,873,929	199,204	5,073,133
	10 小 学 校 費	1,841,690	11,680	1,853,370
	15 中 学 校 費	1,126,940	5,793	1,132,733
	20 高 等 学 校 費	2,196,377	54,825	2,251,202
	25 幼 稚 園 費	694,235	△ 5,455	688,780
	30 特 別 支 援 学 校 費	211,622	△ 1,569	210,053
	35 社 会 教 育 費	1,976,011	53,377	2,029,388
	40 保 健 体 育 費	2,333,312	40,956	2,374,268
歳 出 合 計		205,670,640	677,678	206,348,318

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
40 土木費	10 道路橋りょう費	駐車場施設維持管理事業	46,000

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

追 加

事項	期間	限度額
保育の量確保事業	令和2年度	54,000
消防庁舎等整備事業	令和3年度	270,000
中学校給食関係事業	令和3年度	18,700

変 更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
給食調理業務委託関係事業	令和2年度	150,000	令和2年度	180,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 4 号)

議117-8

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

20 地方交付税

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 款 地方交付税	12,003,000	494,212	12,497,212			
05 項 地方交付税	12,003,000	494,212	12,497,212			
05 目 地方交付税	12,003,000	494,212	12,497,212	地方交付税	494,212	○ (資産統括局) 補正財源として地方交付税を補正 494,212

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	13,327,637	△7,052	13,320,585			
20 項 県委託金	603,615	△7,052	596,563			
10 目 総務費委託金	208,615	△7,052	201,563	選挙委託金	△7,052	○ (選挙管理委員会事務局) 参議院議員通常選挙等に係る人件費補正に 伴う補正 △7,052

議117-10

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰 越 金	196,315	167,794	364,109			
05 項 繰 越 金	196,315	167,794	364,109			
05 目 繰 越 金	196,315	167,794	364,109	繰 越 金	167,794	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 167,794

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,765,767	22,724	6,788,491			
30 項 雑 入	4,825,965	22,724	4,848,689			
20 目 雑 入	4,825,962	22,724	4,848,686	派遣職員等 人件費負担 金	22,724	○ (総務局) 気仙沼市等への派遣職員に係る人件費補正 12,174 に伴う補正 ○ (都市整備局) 気仙沼市等への派遣職員に係る人件費補正 10,550 に伴う補正

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
10 款 総務費	16,996,160	60,928	17,057,088	特定財源 80 一般財源 60,848			
05 項 総務管理費	14,318,131	109,256	14,427,387	特定財源 7,132 一般財源 102,124			
05 目 一般管理費	7,547,478	110,842	7,658,320	その他 7,132 一般財源 103,710	1 報 酬 2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 7 賃 金	△5,325 11,789 101,744 19 2,615	○ 職員給与費 市長・副市長 3人 △548 ○ 職員給与費 一般職 400人 (ほか短時間勤務職員14人) (退職手当を含む。) 117,234 ○ 職員給与費 嘱託 73人 △8,547 ○ 臨時職員賃金等 (総合政策局) 4,751 ○ 臨時職員賃金等 (総務局) △2,048
25 目 恩給及び退職年金	6,104	△866	5,238	一般財源 △866	6 恩給及び退職年金	△866	○ 遺族扶助料 △866
40 目 地域研究史料館費	14,145	△140	14,005	一般財源 △140	1 報 酬	△140	○ 委員報酬 3人 △140

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 徴 税 費	1,249,036	△37,735	1,211,301	特定財源 0 一般財源 △37,735			
05 目 税務総務費	975,345	△37,735	937,610	一般財源 △37,735	1 報 酬	△7,183	○ 職員給与費 一般職 125人 (ほか短時間勤務職員3人) △38,413
					2 給 料	△10,072	○ 職員給与費 嘱託 41人 △8,297
					3 職員手当等	△24,202	○ 委員報酬 6人 192
					4 共 済 費	△3,865	○ 臨時職員賃金等 (資産統括局) 8,783
					7 賃 金	7,587	

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 選 挙 費	312,672	△23,825	288,847	特定財源 △7,052 一般財源 △16,773			
05 目 選挙管理委 員会費	104,252	△16,773	87,479	一般財源 △16,773	2 給 料	△9,149	○ 職員給与費 一般職 13人 △16,773
					3 職員手当等	△7,366	
					4 共 済 費	△258	
15 目 参議院議員 選挙費	132,168	△5,673	126,495	県支出金 △5,673	1 報 酬	△441	○ 投票立会人等報酬 △441 ○ 職員手当 △4,417 ○ 臨時職員賃金 (選挙管理委員会事務局) △815
					3 職員手当等	△4,417	
					7 賃 金	△815	
25 目 県議会議員 選挙費	76,252	△1,379	74,873	県支出金 △1,379	3 職員手当等	△698	○ 職員手当 △698 ○ 臨時職員賃金 (選挙管理委員会事務局) △681
					7 賃 金	△681	

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	103,817,113	36,435	103,853,548	特定財源 5,042 一般財源 31,393			
05 項 社会福祉費	37,927,224	93,561	38,020,785	特定財源 5,042 一般財源 88,519			
05 目 社会福祉総 務費	20,599,430	93,561	20,692,991	その他 5,042 一般財源 88,519	1 報 酬	△8,033	○ 職員給与費 一般職 150人 (ほか短時間勤務職員2人) 74,463
					2 給 料	25,694	○ 職員給与費 嘱託 79人 △8,431 ○ 委員等報酬 104人 △1,831
					3 職員手当等	41,539	○ 臨時職員賃金等 (総合政策局) 476 ○ 臨時職員賃金等 (総務局) △1,360
					4 共 済 費	5,732	○ 国民健康保険事業費会計繰出金 4,005 国民健康保険事業費会計における人件費補正
					7 賃 金	6,148	に伴う補正 ○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) 7,763
					28 繰 出 金	22,481	○ 介護保険事業費会計繰出金 18,476 介護保険事業費会計における人件費補正に伴う補正

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 項 生活保護費	34,807,531	△35,105	34,772,426	特定財源 0 一般財源 △35,105			
05 目 生活保護総 務費	1,446,349	△35,105	1,411,244	一般財源 △35,105	1 報 酬	△3,425	○ 職員給与費 一般職 168人 △37,338
					2 給 料	△15,419	○ 職員給与費 嘱託 64人 △1,754
					3 職員手当等	△12,468	○ 医師報酬 16人 △1,676
					4 共 済 費	△8,470	○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) 5,663
					7 賃 金	4,677	

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	13,482,914	33,228	13,516,142	特定財源 0 一般財源 33,228			
05 項 保 健 衛 生 費	6,247,042	9,497	6,256,539	特定財源 0 一般財源 9,497			
05 目 保 健 衛 生 総 務 費	770,892	11,237	782,129	一般財源 11,237	1 報 酬	△1,514	○ 職員給与費 一般職 5 2 人 (ほか短時間勤務職員 1 人) 15,410 ○ 職員給与費 嘱託 2 人 △1,716 ○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) △2,457
					2 給 料	7,112	
					3 職員手当等	6,926	
					4 共 済 費	715	
					7 賃 金	△2,002	
25 目 予 防 衛 生 費	474,005	102	474,107	一般財源 102	7 賃 金	102	○ 臨時職員賃金 (健康福祉局) 102
30 目 母 子 保 健 対 策 費	516,736	△1,422	515,314	一般財源 △1,422	4 共 済 費	△1,422	○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) △1,422

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 保健所費	971,083	72,170	1,043,253	特定財源 0 一般財源 72,170			
05 目 保健所費	971,083	72,170	1,043,253	一般財源 72,170	1 報 酬	△1,437	○ 職員給与費 一般職 118人 (ほか短時間勤務職員4人) 57,703
					2 給 料	33,432	○ 職員給与費 嘱託 18人 1,629
					3 職員手当等	18,358	○ 医師報酬 12人 △2,569
					4 共 済 費	8,147	○ 委員等報酬 26人 △204
					7 賃 金	13,670	○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) 15,611

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 環境保全費	365,716	△4,228	361,488	特定財源 0 一般財源 △4,228			
05 目 環境保全総 務費	216,920	△4,228	212,692	一般財源 △4,228	2 給 料	△2,334	○ 職員給与費 一般職 28人 △5,205 ○ 臨時職員賃金等 (経済環境局) 977
					3 職員手当等	△1,849	
					4 共 済 費	△872	
					7 賃 金	827	

歳 出

25 労働費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労働費	160,470	859	161,329	特定財源 0 一般財源 859			
10 項 労働諸費	160,470	859	161,329	特定財源 0 一般財源 859			
05 目 労 政 費	160,470	859	161,329	一般財源 859	1 報 酬	△108	○ 職員給与費 一般職 7人 967 ○ 職員給与費 嘱託 6人 △108
					2 給 料	182	
					3 職員手当等	1,108	
					4 共 済 費	△323	

歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明
					区分	金額	
35 款 商工費	2,474,488	35,942	2,510,430	特定財源 0 一般財源 35,942			
05 項 商工費	2,474,488	35,942	2,510,430	特定財源 0 一般財源 35,942			
05 目 商工総務費	386,398	35,942	422,340	一般財源 35,942	2 給料	11,499	○ 職員給与費 一般職 38人（ほか短時間勤務職員1人） 30,525 ○ 臨時職員賃金等（経済環境局） 5,417
					3 職員手当等	14,211	
					4 共済費	5,554	
					7 賃金	4,678	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 道路橋りよ う費	2,408,841	9,820	2,418,661	特定財源 0 一般財源 9,820			
05 目 道路橋りよ う総務費	155,449	7,693	163,142	一般財源 7,693	1 報 酬	1,340	○ 職員給与費 一般職 17人 (ほか短時間勤 務職員2人) 6,030
					2 給 料	1,696	○ 職員給与費 嘱託 13人 1,663
					3 職員手当等	4,331	
					4 共 済 費	326	
15 目 道路橋りよ う新設改良 費	621,106	2,127	623,233	一般財源 2,127	2 給 料	489	○ 職員給与費 一般職 9人 2,127
					3 職員手当等	2,156	
					4 共 済 費	△518	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 目 水路費	199,942	△266	199,676	一般財源 △266	2 給 料	△832	○ 職員給与費 一般職 2人 △266
					3 職員手当等	790	
					4 共 済 費	△224	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 都市計画費	4,286,164	38,108	4,324,272	特定財源 △1,806 一般財源 39,914			
05 目 都市計画総 務費	464,593	17,795	482,388	一般財源 17,795	1 報 酬	△5,742	○ 職員給与費 一般職 5 1 人 (ほか短時間勤 務職員 2 人) 23,446
					2 給 料	15,245	○ 職員給与費 嘱託 2 人 △6,633
					3 職員手当等	6,029	○ 臨時職員賃金等 (都市整備局) 982
					4 共 済 費	1,450	
					7 賃 金	813	
20 目 都市再開発 事業費	189,413	△1,944	187,469	一般財源 △1,944	2 給 料	△940	○ 職員給与費 一般職 4 人 △1,944
					3 職員手当等	△727	
					4 共 済 費	△277	

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 住 宅 費	3,742,851	13,129	3,755,980	特定財源 0 一般財源 13,129			
05 目 住宅管理費	1,555,204	12,796	1,568,000	一般財源 12,796	1 報 酬	△1,649	○ 職員給与費 一般職 27人 13,692 ○ 職員給与費 嘱託 4人 △1,649
					2 給 料	7,483	○ 臨時職員賃金等 (都市整備局) 753
					3 職員手当等	4,481	
					4 共 済 費	1,833	
					7 賃 金	648	
10 目 民間住宅対 策費	46,011	2,132	48,143	一般財源 2,132	2 給 料	807	○ 職員給与費 一般職 4人 2,132
					3 職員手当等	745	
					4 共 済 費	580	

歳 出

45 消防費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
45 款 消 防 費	4,825,483	49,169	4,874,652	特定財源 0 一般財源 49,169			
05 項 消 防 費	4,825,483	49,169	4,874,652	特定財源 0 一般財源 49,169			
05 目 常備消防費	4,319,502	50,549	4,370,051	一般財源 50,549	2 給 料	14,832	○ 職員給与費 一般職 434人 (ほか短時間勤務職員16人) 50,549
					3 職員手当等	24,644	
					4 共 済 費	11,073	
10 目 非常備消防費	115,870	△1,380	114,490	一般財源 △1,380	1 報 酬	△1,380	○ 消防団員報酬等 904人 △1,380

議117-42

歳 出
50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	15,254,116	358,811	15,612,927	特定財源 0 一般財源 358,811			
05 項 教育総務費	4,873,929	199,204	5,073,133	特定財源 0 一般財源 199,204			
10 目 事務局費	1,525,702	209,256	1,734,958	一般財源 209,256	1 報 酬	1,598	○ 職員給与費 教育長 1人 91
					2 給 料	97,217	○ 職員給与費 一般職 128人(退職手当を 含む。) 206,368
					3 職員手当等	76,463	○ 職員給与費 嘱託 36人 1,482
					4 共 済 費	32,215	○ 委員報酬 7人 122
					7 賃 金	1,763	○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局) 1,193
15 目 学校指導費	724,708	△10,052	714,656	一般財源 △10,052	1 報 酬	△10,571	○ 職員給与費 嘱託 39人 △218
					4 共 済 費	△453	○ 指導補助員報酬等 127人 △10,571
					7 賃 金	972	○ 臨時職員賃金等(教育委員会事務局) 737

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 項 小学校費	1,841,690	11,680	1,853,370	特定財源 0 一般財源 11,680			
05 目 学校管理費	1,470,485	11,680	1,482,165	一般財源 11,680	2 給 料	8,983	○ 職員給与費 一般職 41人 16,618 ○ 臨時職員賃金等 (教育委員会事務局) △4,938
					3 職員手当等	4,662	
					4 共 済 費	1,065	
					7 賃 金	△3,030	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 高等学校費	2,196,377	54,825	2,251,202	特定財源 0 一般財源 54,825			
05 目 高等学校総 務費	1,633,373	54,825	1,688,198	一般財源 54,825	1 報 酬	△654	○ 職員給与費 一般職 181人 (ほか短時間勤務職員10人) 57,903
					2 給 料	36,510	○ 職員給与費 嘱託 0人 △1,840
					3 職員手当等	16,599	○ 時間講師報酬 70人 817
					4 共 済 費	4,131	○ 臨時職員賃金等 (教育委員会事務局) △2,055
					7 賃 金	△1,761	

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
30 項 特別支援学 校費	211,622	△1,569	210,053	特定財源 0 一般財源 △1,569			
05 目 特別支援学 校費	211,622	△1,569	210,053	一般財源 △1,569	1 報 酬	△640	○ 職員給与費 一般職 3人 △367
					3 職員手当等	△367	○ 職員給与費 嘱託 25人 △640
					7 賃 金	△562	○ 臨時職員賃金 (教育委員会事務局) △562

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 項 保健体育費	2,333,312	40,956	2,374,268	特定財源 0 一般財源 40,956			
05 目 保健体育総 務費	518,673	41,076	559,749	一般財源 41,076	1 報 酬	3,917	○ 職員給与費 一般職 48人 (ほか短時間勤務職員1人) 35,518
					2 給 料	11,513	○ 職員給与費 嘱託 48人 4,497
					3 職員手当等	19,094	○ 臨時職員賃金等 (教育委員会事務局) 1,061
					4 共 済 費	5,624	
					7 賃 金	928	
15 目 社会体育費	429,383	△120	429,263	一般財源 △120	1 報 酬	△120	○ 委員報酬 61人 △120

2 給与費明細書

議117-50

(単位 千円)

(1) 特別職

区分	職員数	給与費						共済費	合計	備考		
		報酬	給料	期末手当		地域手当	その他の手当				計	
				支給額	年間支給率							
補正後	長等	人 4		42,719	15,001	月分 2.5500			57,720	9,652	67,372	
	議員	42	325,368		126,989	3.2300			452,357	115,306	567,663	
	その他	1,661	2,116,243	7,896	3,244	3.4000			2,127,383	329,105	2,456,488	
	計	1,707	2,441,611	50,615	145,234				2,637,460	454,063	3,091,523	
補正前	長等	4		42,719	15,521	2.5125			58,240	9,619	67,859	
	議員	42	325,368		125,121	3.1825			450,489	115,306	565,795	
	その他	1,780	2,139,864	7,896	3,197	3.3500			2,150,957	338,487	2,489,444	
	計	1,826	2,465,232	50,615	143,839				2,659,686	463,412	3,123,098	
比較	長等	-		-	△ 520	0.0375			△ 520	33	△ 487	
	議員	-	-		1,868	0.0475			1,868	-	1,868	
	その他	△ 119	△ 23,621	-	47	0.0500			△ 23,574	△ 9,382	△ 32,956	
	計	△ 119	△ 23,621	-	1,395				△ 22,226	△ 9,349	△ 31,575	

(2) 一般職
 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考											
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補正後	(84) 2,938		10,948,588	9,790,609	20,739,197	4,027,864	24,767,061												
補正前	(78) 2,807		10,625,829	9,499,690	20,125,519	3,937,686	24,063,205												
比較	(6) 131		322,759	290,919	613,678	90,178	703,856												
職内 手 当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手	宿 日 当 手	直 夜 間 勤 務 当 手	管 理 職 当 手	期 末 勤 勉 当 手	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 当 手	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当	
	補正後	299,338	1,154,433	265,426	257,606	154,396	877,561	229,649	711	462	50,319	240,804	4,739,557	2,011	8,283	10,715	18,520	1,480,818	
	補正前	300,182	1,118,686	249,293	252,752	158,189	777,917	254,966		460	49,954	220,793	4,615,692	1,855	7,758	10,327	14,814	1,466,052	
	比較	△ 844	35,747	16,133	4,854	△ 3,793	99,644	△ 25,317	711	2	365	20,011	123,865	156	525	388	3,706	14,766	
備 考																			

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

3 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	10 道路橋りょう費	25 阪神尼崎駅前 駐車場事業費	駐車場施設維持管理事業	46,000	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

4 債務負担行為で令和2年度以降にわたるものについての平成30年度末までの支出額及び令和元年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

追 加

事 項	限 度 額	平成30年度末までの 支 出 額		令 和 元 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
保 育 の 量 確 保 事 業	54,000			令和2年度まで	54,000		43,200		10,800	
消 防 庁 舎 等 整 備 事 業	270,000			令和3年度まで	270,000		208,700		61,300	
中 学 校 給 食 関 係 事 業	18,700			令和3年度まで	18,700				18,700	

変 更

事 項	限 度 額	平成30年度末までの 支 出 額		令 和 元 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				
						国県支出金	市 債	その他		一般財源
給食調理業務委託関係事業	補正前の額 150,000			令和2年度まで	150,000				150,000	
	補正額 30,000			令和2年度まで	30,000				30,000	
	補正後の額 180,000			令和2年度まで	180,000				180,000	

議案第 1 1 8 号

令和元年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和元年度尼崎市の特別会計国民健康保険事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

なお、平成 3 1 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算における元号の表示については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に読み替える。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 0 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 9, 3 1 9, 5 1 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		4,920,667	4,005	4,924,672
	05 他会計繰入金	4,920,667	4,005	4,924,672
歳入合計		49,315,513	4,005	49,319,518

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		972,178	4,005	976,183
	05 総務管理費	963,189	4,005	967,194
歳出合計		49,315,513	4,005	49,319,518

特 別 会 計

国民健康保険事業費予算説明書

(補正1号)

議118-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,920,667	4,005	4,924,672			
05 項 他会計繰入金	4,920,667	4,005	4,924,672			
05 目 他会計繰入金	4,920,667	4,005	4,924,672	職員給与費 等繰入金	4,005	○ (総務局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 4,005

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説明	
					区分	金額		
05 款 総務費	972,178	4,005	976,183	特定財源 0 一般財源 4,005				
05 項 総務管理費	963,189	4,005	967,194	特定財源 0 一般財源 4,005				
05 目 一般管理費	921,482	△1,608	919,874	一般財源 △1,608	1 報酬	△5,689	○ 職員給与費 一般職 60人 (ほか短時間勤務職員1人)	△6,866
					2 給料	△4,191	○ 職員給与費 嘱託 25人	△5,601
					3 職員手当等	889	○ 保健師等報酬 2人	△672
					4 共済費	△2,587	○ 臨時職員賃金等 (総務局)	9,269
					7 賃金	9,970	○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局)	2,262
20 目 収納率向上 特別対策費	28,738	5,613	34,351	一般財源 5,613	1 報酬	313	○ 職員給与費 嘱託 5人	337
					4 共済費	713	○ 臨時職員賃金等 (総務局)	5,276
					7 賃金	4,587		

議118-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 特別職

区分	職員数	給 与 費						共 済 費	合 計	備 考	
		報 酬	給 料	期 末 手 当		地 域 手 当	そ の 他 の 手 当				計
				支 給 額	年 間 支 給 率						
	人				月分						
補 正 後	長 等										
	議 員										
	そ の 他	30	86,960					86,960	13,727	100,687	
	計	30	86,960					86,960	13,727	100,687	
補 正 前	長 等										
	議 員										
	そ の 他	33	91,664					91,664	14,287	105,951	
	計	33	91,664					91,664	14,287	105,951	
比 較	長 等										
	議 員										
	そ の 他	△ 3	△ 4,704					△ 4,704	△ 560	△ 5,264	
	計	△ 3	△ 4,704					△ 4,704	△ 560	△ 5,264	

(2) 一般職

総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考										
		報酬	給料	職員手当	計													
補正後	(1) 60		193,000	132,105	325,105	68,874	393,979											
補正前	(1) 60		197,191	131,721	328,912	72,438	401,350											
比較	(-) -		△ 4,191	384	△ 3,807	△ 3,564	△ 7,371											
職内 手当 の 訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直 手当	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	初任給調整 手当	退職手当
	補正後	2,031	19,762	6,588	3,618		15,487	256				2,575	81,788					
	補正前	1,098	20,171	6,840	4,127		15,949					3,432	80,104					
	比較	933	△ 409	△ 252	△ 509		△ 462	256				△ 857	1,684					
備考																		

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第 119 号

令和元年度尼崎市特別会計農業共済事業費補正予算
(第 1 号)

令和元年度尼崎市の特別会計農業共済事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

なお、平成 31 年度尼崎市特別会計農業共済事業費予算における元号の表示については、「平成 31 年度」を「令和元年度」に読み替える。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,736 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 18,400 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		9,760	1,736	11,496
	05 他会計繰入金	9,558	1,736	11,294
歳入合計		16,664	1,736	18,400

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		8,814	1,736	10,550
	05 総務管理費	8,814	1,736	10,550
歳出合計		16,664	1,736	18,400

特 別 会 計

農 業 共 済 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議119-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	9,760	1,736	11,496			
05 項 他会計繰入金	9,558	1,736	11,294			
05 目 他会計繰入金	9,558	1,736	11,294	他会計繰入金	1,736	○ (経済環境局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 1,736

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総務費	8,814	1,736	10,550	特定財源 0 一般財源 1,736			
05 項 総務管理費	8,814	1,736	10,550	特定財源 0 一般財源 1,736			
05 目 一般管理費	8,814	1,736	10,550	一般財源 1,736	2 給 料	826	○ 職員給与費 一般職 1人 1,736
					3 職員手当等	603	
					4 共 済 費	307	

2 給与費明細書

一般職
総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考									
		報酬	給料	職員手当	計												
補正後	1		4,705	3,429	8,134	1,831	9,965										
補正前	1		3,879	2,826	6,705	1,524	8,229										
比較	-		826	603	1,429	307	1,736										
職内 手当 の訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手当	時間外 勤務手当	休日給	管理職員 特別勤務 手当	宿日直	夜間勤務 手当	管理職 手当	期末勤勉 手当	定時制 通信 教育手当	産業教育 手当	教員特別 手当	退職手当
	補正後	144	479	324	128		292	8					2,054				
	補正前		388	324	87	6	363						1,658				
	比較	144	91	-	41	△ 6	△ 71	8					396				
備考																	

議案第 120 号

令和元年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算
(第 1 号)

令和元年度尼崎市の特別会計介護保険事業費補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

なお、平成 31 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算における元号の表示については、「平成 31 年度」を「令和元年度」に読み替える。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 18,476 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,000,481 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		7,077,972	18,476	7,096,448
	05 他会計繰入金	6,583,977	18,476	6,602,453
歳入合計		42,982,005	18,476	43,000,481

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
05 総務費		829,474	18,476	847,950
	05 総務管理費	829,474	18,476	847,950
歳出合計		42,982,005	18,476	43,000,481

特 別 会 計

介 護 保 険 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議120-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	7,077,972	18,476	7,096,448			
05 項 他会計繰入金	6,583,977	18,476	6,602,453			
05 目 他会計繰入金	6,583,977	18,476	6,602,453	職員給与費 等繰入金	18,476	○ (健康福祉局) 人件費補正に伴う一般会計繰入金の補正 18,476

歳 出

05 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
05 款 総務費	829,474	18,476	847,950	特定財源 0 一般財源 18,476			
05 項 総務管理費	829,474	18,476	847,950	特定財源 0 一般財源 18,476			
05 目 一般管理費	534,200	18,476	552,676	一般財源 18,476	1 報 酬	942	○ 職員給与費 一般職 39人 16,774 ○ 職員給与費 嘱託 48人 886
					2 給 料	5,457	○ 委員報酬 20人 △300 ○ 臨時職員賃金等 (健康福祉局) 1,116
					3 職員手当等	9,666	
					4 共 済 費	1,482	
					7 賃 金	929	

議120-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 特別職

区分	職員数	給与費							共済費	合計	備考
		報酬	給料	期末手当		地域手当	その他の手当	計			
				支給額	年間支給率						
補正後	長等	人				月分					
	議員										
	その他	48	142,084					142,084	23,016	165,100	
	計	48	142,084					142,084	23,016	165,100	
補正前	長等										
	議員										
	その他	48	140,842					140,842	23,372	164,214	
	計	48	140,842					140,842	23,372	164,214	
比較	長等										
	議員										
	その他	-	1,242					1,242	△ 356	886	
	計	-	1,242					1,242	△ 356	886	

(2) 一般職
 総括

(単位 千円)

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考									
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計												
補正後	39		145,169	110,792	255,961	54,968	310,929										
補正前	37		139,712	101,171	240,883	53,317	294,200										
比較	2		5,457	9,621	15,078	1,651	16,729										
職内 手当 の 訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務	管 理 職	期 末 勤 勉	定 時 制 通 信 教 育 手 当	産 業 教 育	教 員 特 別	退 職 手 当
	補正後	4,648	15,155	3,671	2,723	18	20,169	130				1,716	62,562				
	補正前	5,670	14,710	2,592	2,489	38	11,928					1,716	62,028				
	比較	△ 1,022	445	1,079	234	△ 20	8,241	130				-	534				
備 考																	

一 般 会 計 ・ 特 別 会 計

給 与 費 明 細 書 の 説 明

一般会計及び特別会計給与費明細書の説明

1 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円	給与改定に伴う増減分	千円 21,997		給与改定の状況 給料月額改定率 0.19% 給与改定実施時期 平成31.4.1
	324,851	職員数の変動等に伴う増減分	302,854		職員数の異動状況 (在職職員数) (その他) (計) 補正後 (85人) (0人) (85人) 3,045人 0人 3,045人 補正前 (70人) (9人) (79人) 2,977人 △65人 2,912人 増減 (15人) (△9人) (6人) 68人 65人 133人
職員手当	千円	給与改定に伴う増減分	千円 64,526		期末・勤勉手当 62,299千円 その他 2,227千円
	301,527	職員数の変動等に伴う増減分	237,001		期末・勤勉手当 64,180千円 その他 172,821千円

(注) 備考欄中職員数の異動状況における () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

議案第 1 2 1 号

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算（
第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

なお、平成 3 1 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算における元号の表示については、「平成 3 1 年度」を「令和元年度」に読み替える。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 モーターボート競走事業収益	39,175,200 千円	8,308 千円	39,183,508 千円
第 3 項 特 別 利 益	1 千円	8,308 千円	8,309 千円
	支	出	
第 1 款 モーターボート競走事業費用	38,879,572 千円	△510 千円	38,879,062 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	330,608 千円	△510 千円	330,098 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,703,442 千円は、過年度分損益勘定留保資金 393,494 千円、長期性預金 1,279,395 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,553 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,079,249 千円は、過年度分損益勘定留保資金 393,393 千円、長期性預金 1,279,395 千円、建設改良積立金 375,908 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,553 千円で補てんするものとする。」に改め、同条資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 1 款 モーターボート競走事業資本的収入	1 千円	101 千円	102 千円
第 2 項 固定資産売却代	— 千円	101 千円	101 千円
支 出			
第 1 款 モーターボート競走事業資本的支出	1,703,443 千円	375,908 千円	2,079,351 千円
第 1 項 建設改良費	422,443 千円	375,908 千円	798,351 千円

(重要な資産の取得)

第 4 条 予算第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(重要な資産の取得)

第 8 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
土 地	水明町 220-1 外 5 筆	8,582.36 m ²

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

令和元年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出
収入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 モーターボート競走事業収入	3 特別利益		39,175,200	8,308	39,183,508	
		1 その他特別利益	1	8,308	8,309	
		2 固定資産売却益	1	2,025	2,026	地役権設定対価補償に係る収入による補正
			—	6,283	6,283	土地売却による補正

支出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 モーターボート競走事業費用	2 営業外用		38,879,572	△ 510	38,879,062	
			330,608	△ 510	330,098	
		2 消費税及び地方消費税	10,608	△ 510	10,098	消費税及び地方消費税納税額の補正

資 本 的 収 入 及 び 支 出
収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 モーター ボート 競走事業 資 本 的 収 入			1	101	102	
	2 固定資産 売却代		—	101	101	
		1 固定資産 売却代	—	101	101	土地売却による補正

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 モーター ボート 競走事業 資 本 的 支 出			1,703,443	375,908	2,079,351	
	1 建 設 改 良 費		422,443	375,908	798,351	
		2 営 業 設 備 費	367,983	375,908	743,891	土地取得による補正

条 例

議案第 1 2 2 号

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例

第 1 条中「基づき、」を「基づき」に、「基準を」を「基準を、法第 6 8 条の 5 第 1 項の規定に基づき社会福祉住居施設（無料低額宿泊所（無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第 3 4 号）第 1 条に規定する無料低額宿泊所をいう。以下同じ。）に限る。）の設備及び運営の基準を」に改める。

第 2 条第 7 項中「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める。

第 3 条第 7 項中「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。
本則に次の 1 条を加える。

（無料低額宿泊所の設備及び運営の基準）

第 4 条 法第 6 8 条の 5 第 1 項の条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営の基準は、次項に規定するもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に定める基準（同令第 3 条第 2 項、第 1 1 条及び第 3 2 条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」と

いう。) (設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。

- 2 第2条第2項から第7項まで及び前条第5項の規定は、無料低額宿泊所について準用する。この場合において、第2条第2項中「入所者」とあるのは「入居者」と、同条第7項中「省令第24条第3項(省令第39条並びに附則第10条及び第17条において準用する場合を含む。)」とあるのは「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号)第23条第2項」と読み替えるものとする。

第2条 尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム等の設備及び運営の基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、第11条及び第32条」を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(説 明)

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 3 号

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和 2 7 年尼崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表尼崎市立富松保育所の項を削る。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

尼崎市立富松保育所を社会福祉法人へ移管するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 1 2 4 号

尼崎市農業共済条例を廃止する条例について

尼崎市農業共済条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市農業共済条例を廃止する条例

尼崎市農業共済条例（昭和 4 1 年尼崎市条例第 3 号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による廃止前の尼崎市農業共済条例第 4 1 条に規定する特別会計に係る令和元年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例による。

（委任）

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。

（説 明）

本市が実施している農業共済事業について、兵庫県農業共済組合へ承継するため、条例の廃止が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 125 号

指定管理者の指定について

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立女性・勤労婦人センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 36 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市潮江 3 丁目 4 番 18 号
特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎
理事 川 本 ミ ハ ル |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 126 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

尼崎市立地域総合センター上ノ島本館 尼崎市南塚口町 8 丁目 7 番
25 号

尼崎市立地域総合センター上ノ島分館 尼崎市南塚口町 8 丁目 22
番 18 号

2 指定管理者

尼崎市南塚口町 8 丁目 7 番 11 号

社会福祉法人いきいきのびのび

理事長 橋 本 貴 美 男

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 127 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター神崎 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市神崎町 14 番 22 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市神崎町 14 番 22 号
特定非営利活動法人スマイルひろば
理事 中 井 澄 江 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 128 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

尼崎市立地域総合センター水堂本館 尼崎市水堂町 2 丁目 3 5 番 1 号

尼崎市立地域総合センター水堂分館 尼崎市水堂町 2 丁目 3 4 番 2 1 号

2 指定管理者

尼崎市水堂町 2 丁目 3 1 番 7 - 2 0 1 号

一般社団法人水堂総合センター運営委員会

代表理事 田 村 孝

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 129 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター今北 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西立花町 3 丁目 14 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西立花町 3 丁目 14 番 1 号
特定非営利活動法人人権センター東今北
理事 豊 島 俊 彦 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第130号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年12月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘11丁目6番15号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市東七松町1丁目23番1号尼崎市役所内
公益社団法人尼崎人権啓発協会
代表理事 谷 川 正 秀 |
| 4 | 指定期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

(説明)

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 131 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター塚口 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市塚口本町 2 丁目 28 番 11 号 |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2-1200 号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 132 号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小田支所・地区会館複合施設新築工事請負契約
の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 6 番 10 号
工事概要 新築工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 617,447,083 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 27 番 23 号
株式会社オカモト・コンストラクション・シ
ステム
代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

平成 30 年 12 月 19 日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
建 築	小田支所・地区会館複合施設新築工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,405.33平方メートル 外構工事 植栽工事 今回変更内容 工事説明会の追加実施及び掘削時の地下水への対策の ための工期延長に伴う増額 賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)

II 変更前契約

- 1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号
工事概要 新築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 611,820,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号
株式会社オカモト・コンストラクション・シス
テム
代表取締役 岡 本 征 夫

議案第 133 号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 6 番 10 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 170,367,400 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市武庫之荘 6 丁目 24 番 16 号
不二電気工事株式会社
代表取締役 藤 田 文 基 |

(説 明)

平成 30 年 12 月 19 日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	屋内電気設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式
	今回変更内容 主体工事である小田支所・地区会館複合施設新築工事 の工期延長の影響による本工事の工期延長に伴う増額

II 変更前契約

- 1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 169,560,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市武庫之荘6丁目24番16号
不二電気工事株式会社
代表取締役 藤 田 文 基

議案第 134 号

工事請負契約の変更について

小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 6 番 10 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 168,096,300 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市南初島町 10 番地 149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一 |

(説 明)

平成 30 年 12 月 19 日に議決された小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容	
機 械	機械設備工事	
	衛生器具設備工事	一式
	給水設備工事	一式
	排水設備工事	一式
	給湯設備工事	一式
	消火設備工事	一式
	空気調和設備工事	一式
	換気設備工事	一式
	今回変更内容	
主体工事である小田支所・地区会館複合施設新築工事の工期延長の影響による本工事の工期延長に伴う増額		

II 変更前契約

- 1 契約の目的 小田支所・地区会館複合施設新築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通1丁目6番10号
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 167,400,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町10番地149
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

議案第 135 号

指定管理者の指定について

尼崎市立園田東会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を
求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立園田東会館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号 |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで |

(説 明)

尼崎市立園田東会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第2
44条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 136 号

権利の放棄について

災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利について、次のとおりその権利を放棄するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 権利の内容 阪神・淡路大震災に係る災害援護資金（以下「災害援護資金」という。）の貸付けを受けた者（当該貸付けに係る償還期間の終期から 10 年を経過してもその償還が完了していない者に限る。以下「借受人」という。）の連帯保証人に対して有する次に掲げる金銭に係る連帯保証債務履行請求権

(1) 災害援護資金に係る貸付金の元金（以下「元金」という。）

(2) 元金に係る利子（以下「利子」という。）

2 相手方

- (1) [Redacted]
[Redacted]
- (2) [Redacted]
[Redacted]
- (3) [Redacted]
[Redacted]
- (4) [Redacted]
[Redacted]
- (5) [Redacted] 相続人

ア [Redacted]
[Redacted]

イ [Redacted]
[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

エ [Redacted]

[Redacted]

(6) [Redacted]

[Redacted]

(7) [Redacted] 相続人

ア [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

(8) [Redacted]

[Redacted]

(9) [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(10) [Redacted]

[Redacted]

(11) [Redacted] 相続人

ア [Redacted]

[Redacted]

イ [Redacted]

[Redacted]

ウ [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

(12) [Redacted]

[Redacted]

- (13) [redacted] 相続人
 - ア [redacted]
 - イ [redacted]
 - ウ [redacted]

- (14) [redacted]

- (15) [redacted]

- (16) [redacted] 相続人
 - ア [redacted]
 - イ [redacted]

3 金額等

- (1) [redacted]
元金 1 7 1 , 5 2 8 円 及 び 利 子 2 , 5 7 2 円

- (2) [redacted]
元金 4 7 7 , 0 2 3 円 及 び 利 子 1 4 , 4 8 7 円

- (3) [redacted]
元金 8 4 3 , 1 3 1 円 及 び 利 子 4 1 , 4 4 5 円

- (4) [redacted]
元金 1 , 0 3 2 , 1 5 7 円 及 び 利 子 3 8 , 6 9 3 円

- (5) [redacted] 相続人
 - ア [redacted]
 - イ [redacted]
 - ウ [redacted]

エ

元金 380,439 円及び利子 8,241 円

(6)

元金 683,839 円及び利子 30,511 円

(7) 相続人

ア

イ

元金 297,266 円及び利子 6,218 円

(8)

元金 615,808 円及び利子 15,872 円

(9)

元金 1,413,766 円及び利子 99,614 円

(10)

元金 1,411,218 円及び利子 69,632 円

(11) 相続人

ア

イ

ウ

元金 1,513,458 円及び利子 113,922 円

(12)

元金 175,367 円及び利子 3,753 円

(13) 相続人

ア

イ

ウ

元金 1,412,875 円及び利子 123,785 円

(14) [REDACTED]
元金 890,624 円 及び 利子 45,886 円

(15) [REDACTED]
元金 663,091 円 及び 利子 24,007 円

(16) [REDACTED] 相続人

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

元金 324,848 円 及び 利子 18,217 円

4 放棄の理由

借受人の連帯保証人のうち、当該借受人が死亡し、破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたもの又は当該借受人の収入及び資産の状況により当該借受人が災害援護資金に係る貸付金を償還することが著しく困難であるものに対して本市が有する権利を放棄し、その後に災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき当該償還を免除することにより、当該貸付金の額に相当する額の兵庫県の本市に対する貸付金について、同法に基づきその償還の免除を受けることができるため

（説明）

地方自治法第96条第1項第10号の規定により、本案を提出する。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 138 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 8 6 5 号 線	大庄西町 4 丁目 4 6 - 1 6
	大庄西町 4 丁目 4 6 - 1 7

(説 明)

開発事業の帰属に伴う路線

・ 認 定 路 線 : 市道第 8 6 5 号線

以上の路線を認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により、本案を提出する。

議案第 139 号

工事請負契約の変更について

港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 2）工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市道意町 6・7 丁目の各一部
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 489,066,900 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 55 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（説 明）

平成 31 年 3 月 4 日に議決された港橋耐震補強（その 2）工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

I 工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0m、施工幅員 12.6m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、水平分担構造設置）等 今回変更内容 鋼矢板仮締切工の増工

II 変更前契約

- 1 契約の目的 港橋耐震補強（その2）工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市道意町6・7丁目の各一部
工事概要 橋脚耐震補強工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 443,880,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市崇徳院2丁目55番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣

議案第 140 号

指定管理者の指定について

尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場 尼崎市西立花町 1 丁目
- (2) 尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場 尼崎市立花町 1 丁目
- (3) 尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場 尼崎市七松町 1 丁目
- (4) 尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場 尼崎市立花町 1 丁目
- (5) 尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場 尼崎市立花町 1 丁目
- (6) 尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場 尼崎市七松町 2 丁目
- (7) 尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場 尼崎市立花町 4 丁目
- (8) 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 尼崎市七松町 1 丁目
- (9) 尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場 尼崎市南武庫之荘 1 丁目

2 指定管理者 尼崎市東難波町 5 丁目 19 番 5 号

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

代表理事 岩 田 強

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 1 4 1 号

指定管理者の指定について

尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 1 2 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 施設の名称及び位置

(1) 尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市長洲本通 1 丁目

(2) 尼崎市立 J R 尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市潮江 1 丁目

(3) 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場 尼崎市南塚口町 2 丁目

2 指定管理者 (公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体

代表者

東京都中央区日本橋本石町 4 丁目 6 番 7 号

公益財団法人自転車駐車場整備センター

代表理事 石 井 喜 三 郎

3 指定期間 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 (公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体	
代表者	東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号 公益財団法人自転車駐車場整備センター 代表理事 石井 喜三郎
構成員	大阪市北区曾根崎新地2丁目5番3号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 白井 和夫

議案第 142 号

指定管理者の指定について

尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市竹谷町 2 丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体
代表者
大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 31 号
株式会社阪神ステーションネット
代表取締役 鳥 居 祐 典 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体	
代表者	大阪市福島区海老江1丁目1番31号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役 鳥居 祐典
構成員	京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1 株式会社アーキエムズ 代表取締役 村田 雅明

議案第 143 号

指定管理者の指定について

尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場）の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和元年 12 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場） |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市平左衛門町 |
| 3 | 指定管理者 | ハウビルシステム・尼漁開発グループ
代表者
大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2 - 1 2 0 0 号
株式会社ハウビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで |

（説 明）

尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場）の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ	
代表者	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史
構成員	尼崎市丸島町3-1 株式会社尼漁開発 代表取締役 宮本 久男